平成２８年（フ）第２９６号
千葉県八街市朝日46番地５
債務者　上條　　旬
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４９５号
相模原市南区相南１丁目24番５－302号
債務者　本山　輝雄
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５００号
相模原市中央区上溝811番地３　エミネント21Ａ－103
債務者　小林　　彩（旧姓柳）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０４号
相模原市中央区矢部１丁目15番22号　ライオンズマンション相模原第６－502
債務者　高遠　久夫
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０５号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目37番地３（前住所）
債務者　野中美千世
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０７号
相模原市緑区太井618番地１
債務者　福田　純子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６１号
新潟県長岡市摂田屋町2578番地26　摂田屋Ｅ棟１号室
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１８５５号
名古屋市港区木場町９番地の３　木場南住宅３棟310号
債務者　川松　　泉
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
名古屋市中村区黄金通７丁目９番地の３　四季の里弐番館302号
債務者　永田　康敏
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３２号
松江市東出雲町揖屋469番地１
債務者　トータルボディサポートｃｌａｎ（旧いしけんけんこういん）こと　石原　健輔
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８３号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅Ｇ２－104号
債務者　土居　桃香
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９５号
高知市高須３丁目16番７号　レオパレスヴィラ高須302号
債務者　植月　昭雄
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９９号
高知市神田556番地
債務者　山中　健次
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２２７号
札幌市東区本町２条６丁目１番23号
債務者　工藤美千代
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９号
札幌市西区西野５条６丁目11番７号　第２前鼻アパート１階右
債務者　葛西　伸治
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
札幌市東区北26条東５丁目２番11号　パレス26－202号
債務者　植村　明子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
札幌市東区北22条東２丁目１番７号　コーポ峰12号
債務者　北　真優美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部